

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第1章 (用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 准教授等 准教授、講師、課長、室長（監査室長に限る。）及びこれらに相当する職位の者をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 (用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 准教授等 准教授、講師、<u>副部長</u>、課長、室長（監査室長に限る。）及びこれらに相当する職位の者をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則（規程第50号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。